

結城市観光協会レンタサイクル利用規約

このレンタサイクルは、結城市観光協会が運営管理しています。

この利用規約は、利用者がこのレンタサイクルを利用していただく際に遵守していただく事項について規定しています。レンタサイクルを利用する場合は、この規約を遵守していただくこととなります。

1. 利用申込

レンタサイクルの貸出時間内に「レンタサイクル利用申込書」に必要事項をご記入いただきます。申込者の個人情報は、当該事業以外の目的で使用いたしません。

2. 利用料金

レンタサイクルの利用料金は次のとおりです。

レンタル料	500円/台
保証料（保証金）	1,000円/台

3. 貸出時間

レンタサイクルの貸出時間は次のとおりです。

3月～10月	午前7時半～午後7時半まで
11月～2月	午前7時半～午後5時まで

万一、貸出時間内に返却できない場合は、下記緊急連絡先へご連絡ください。

平日 午前8時30分～午後5時15分	シルバー人材センター 0296-33-0222
平日 午後5時15分以降及び土日祝日	結城市役所 0296-32-1111

連絡がなく貸出時間を過ぎた場合には、翌日以降の超過分をお支払いいただきます。

4. 利用条件

- (1) レンタサイクルの貸出及び返却は第3項の貸出時間内に行ってください。
- (2) 貸出・返却は一日毎で、日を連続して貸出することはできません。
- (3) 貸出は1人につき1台とし、1人に対し複数の自転車を貸出することはできません。

5. 自転車の故障

利用者に起因する自転車の故障、パンク等については、修理に係る費用を利用者へ請求させていただきます。

6. 自転車及び鍵の盗難・紛失・破損

レンタサイクル利用中に自転車の盗難等に遭遇した場合は、速やかに緊急連絡先までご連絡ください。無施錠のまま放置した結果、盗難・紛失した場合や、利用者の過失により自転車が破損した等、利用者に起因する事情により発生した場合は、管理者から利用者に相当の費用を請求させていただきます。

7. 事故

レンタサイクル利用中に遭遇した事故によって利用者その他第三者に損害が発生した

場合は、公益財団法人日本交通管理技術協会のTSマーク付帯保険の範囲内での保障となります。保険の範囲を超えての保証は、管理者は一切の責任を負いません。

利用者が利用期間中に事故に遭遇した場合は、速やかに警察署に届ける等の法令で定められた処置をとるとともに事故発生の日時・場所・原因・事故の状況等を報告してください。

8. 禁止事項

レンタサイクルの利用にあたり、次の行為は行わないでください。

- (1) 歩行者の通行障害となるような行為
- (2) 飲酒・無謀運転, その他交通法規に違反する行為
- (3) 危険個所・その他不適切な場所での利用
- (4) 歩行者や自転車の通行障害となるような場所での駐輪
- (5) 自転車の改造
- (6) 利用申込者以外の者に使用させること

附則

この規約は、平成29年4月1日から施行する。